

2015年8月

国際金融公社
(International Finance Corporation)

国際金融公社
2018年9月25日満期ブラジル・リアル建債券
(円貨決済型)

販売説明書

— 売出人 —

楽天証券株式会社

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、国際金融公社が一般に公開している情報を基に、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したのではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書中の「債券の要項」は、国際金融公社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2008年6月3日付発行目論見書(GMTN Prospectus、その後の修正および補足を含みます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券(以下に定義します。)に適用される最終条件書(Final Terms、本書中において、「最終条件書」といいます。)の内容を組み込んで作成されています。本債券の発行者である国際金融公社は本書の作成にかかわっておりません。

～本債券のリスク等について～

＜お客様のご負担となる費用について＞

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- 本債券の利金および償還金の支払いは、支払時の一定の相場に基づき換算された円によって行われます。

＜為替変動リスクについて＞

- 本債券はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の相場に基づき換算された円によって行われるため、支払われる円金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

＜信用リスクについて＞

- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（国際金融公社）の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

＜価格変動リスクについて＞

- 償還前の本債券の価格は、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

＜流動性リスクについて＞

- 本債券の流通市場は確立されておらず、流動性や市場性が乏しいため、償還前の売却が困難な場合があります、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

＜カントリーリスクについて＞

- 通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

＜その他ご留意いただく事項＞

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、また、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券の価格情報および格付の状況等につきましては、売出人までお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

売出人

商号等：楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号、
商品先物取引業者

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

グリーンボンドについて

本債券の発行手取金（かかる発行手取金は米ドルに交換されることがあります。）は、IFCの財務部における、気候変動プロジェクト（「適格プロジェクト」といいます。）向け融資業務のための特別サブポートフォリオに配分されます。IFCの財務部はこの特別サブポートフォリオにつき、IFCの流動資産管理投資ガイドラインに基づいて投資を行います。本債券の償還まで、このサブポートフォリオの残高は適格プロジェクト向け投融資がなされた額に応じて減額されます。

適格プロジェクトはIFCがその全部または一部について投融資を行う全ての気候変動プロジェクトの中から選ばれます。IFCは直接または間接的に貸付を行うことができます。気候変動プロジェクトには、以下のような投資が含まれています。

- 廃熱利用、熱電併給、建物用断熱材、送電・配電時のエネルギー損失の減少など、生産量またはサービスあたりのエネルギー消費の削減に寄与する設備、システムおよびサービスへの投資
- 風力、水力、太陽光および地熱発電など、再生可能エネルギーの生産的な利用を可能にする設備、システムおよびサービスへの投資
- 原料に対する影響の減少など、製造における投下物（エネルギー、水、原材料）を販売可能な製品に転換する際の効率を高めるような産業プロセス、サービスおよび製品の開発のための投資
- 太陽光発電、タービンおよび建物用断熱材の生産など、エネルギー効率、再生可能エネルギーまたはよりクリーンな生産物に用いられる部品の生産に対する投資
- 持続可能な林業への投資
- IFCが行った投資がここに記載の要件を満たす特定の気候変動プロジェクトへ充当されることを条件に行われる、金融機関への融資

適格プロジェクトについての上記の例は単に例示を目的とするものであり、本債券の償還前にIFCがこれらの特徴を持つプロジェクトへの投融資を行うことを保証するものではありません。

このグリーンボンドの元利金の支払いはIFCの信用力のみに基づいて行われ、IFCが行った投資の成果により直接的な影響を受けるものではありません。

目 次

	頁
売出要項	1
債券の要項	2
包括様式の本債券に関する条項の概要	9
課税上の取扱い	11
その他	12
国際金融公社の概要	13

本販売説明書（以下「本書」といいます。）は、売出人により、信頼できると考えられる情報を基に日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、本債券（以下に定義します。）の販売に関するすべての情報を記載したのではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書中の「債券の要項」は、国際金融公社のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2008年6月3日付発行目論見書（GMTN Prospectus、その後の修正および補足を含みます。）中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券に適用される最終条件書（本書中において、「最終条件書」といいます。）の内容を組み込んで作成されています。本債券の発行者である国際金融公社は本書の作成にかかわっておりません。

国際金融公社（以下「IFC」または「発行者」といいます。）は1956年に設立された国際機関であり、その本部所在地はアメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンです。

IFCは2014年10月9日付の情報説明書（Information Statement）（以下「情報説明書」といいます。）を公表しており、情報説明書には、IFCの業務、資本構成、管理、国際金融公社協定および法的地位等が記載されており、IFCの2014年6月30日現在または終了の監査済財務諸表が含まれています。また、IFCは、英文のManagement's Discussion & Analysis and Consolidated Financial Statements June 30, 2015と題する文書（以下「マネージメント・ディスカッション」といいます。）を公表しており、同書には、IFCの2015年6月30日現在または終了の監査済財務諸表が含まれています。

情報説明書はIFC本部（International Finance Corporation's principal office, 2121 Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C. 20433, Attention: Treasury Department, 電話1-202-458-9230）を通じて、また情報説明書およびマネージメント・ディスカッションは、インターネット（インターネットアドレス：http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/Topics_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/IFC+Finance/Investor+Information）より入手可能です。

売付けの申込または買付けの申込の勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込または買付けの申込の勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込または買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもありません。

本書において、「ブラジル・レアル」および「レアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルを意味します。

国際金融公社

2018年9月25日満期ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
楽 天 証 券 株 式 会 社	東 京 都 世 田 谷 区 玉 川 1 - 1 4 - 1

売 出 債 券 の 名 称	国際金融公社 2018年9月25日満期ブラジル・リアル建債券（円貨決済型） （本書中において「本債券」という。）		
記名・無記名の別	無 記 名 式	売 出 券 面 総 額	350万リアル（注1）
各 債 券 の 金 額	10,000リアル	売 出 価 格	額面金額の100%
売 出 価 格 の 総 額	350万リアル（注1）	利 率	年9.00%（注2）
償 還 期 限	2018年9月25日 （ロンドン時間）	売 出 期 間	2015年8月26日から 2015年9月18日まで
受 渡 期 日	2015年9月25日	申 込 単 位	額面10,000リアル
申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店（注3）		

（注1） 本債券の発行額面総額は、350万リアルです。

（注2） 本債券の付利は2015年9月25日（その日を含む。）から開始されます。利息額は円で支払われます。実際に支払われる利息額については、下記「債券の要項」中の「3. 本債券の利息」の項を参照下さい。

（注3） 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行われません。なお、本債券の券面については、下記「包括様式の本債券に関する条項の概要」を参照下さい。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはなりません。

（注4） 本債券はIFCのグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、ユーロ市場で2015年9月24日（以下「発行日」という。）に発行されます。

グローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」といいます。）からAaa、またスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「スタンダード&プアーズ」といいます。）からAAAの格付が付与されています。

ムーディーズおよびスタンダード&プアーズは、信用格付事業を行っていますが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」といいます。）です。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。

ムーディーズおよびスタンダード&プアーズについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されています。

本債券はいかなる取引所にも上場される予定はありません。

債券の要項

概 要

本債券は、2008年6月3日付のIFCとシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店およびその他の代理人との間のファシリティに関する修正再表示包括代理契約（本債券の発行日付の修正および追補を含み、以下「包括代理契約」という。）に基づき、かつ、IFCによる本債券に関する約款（以下「約款」という。）の利益を受けて、発行される。包括代理契約には本債券および当該債券に関する利札の様式が含まれている。本債券の包括代理人および支払代理人は、それぞれ以下「包括代理人」および「支払代理人」（かかる表現には、包括代理人および本債券に関してIFCがその時々指名する追加の支払代理人を含む。）という。本債券の債権者（下記に定義される。）および利札所持人は、包括代理契約、約款および最終条件書のすべての条項に拘束され、了知しているものとみなされる。包括代理契約および約款の写しは包括代理人および支払代理人（下記「5. 支払い」において定義する。）の指定営業所において閲覧が可能である。

本「債券の要項」において、本債券の債権者とは、無記名式本債券の所持人をいう。

1. 様式、券面種類、権原および通貨

本債券は無記名式とし、額面金額は10,000 レアルの1種とする。

本債券は当初、利札の付されない無記名式仮大券（以下「仮大券」という。）により表章され、発行日に、ユーロクリア・バンク・エスエー / エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）の共通預託機関に預託される。

本債券およびかかる債券に添付の利札に対する権利は本債券および利札を交付することにより移転する。

IFC、包括代理人および支払代理人は、支払いその他のすべての目的のために、本債券の所持人および利札の所持人を（かかる債券または利札の支払期日が経過したか否かに拘らず、かつ所有権、信託もしくはその持分に関する通知、その記載、または過去の盗難もしくは紛失に関する通知に拘らず）本債券および利札の完全な所有者とみなし、そのように取扱うことができる。当該所持人に対する本債券または利札に関するすべての支払いは有効とみなされ、かかる支払いが行われた金額を限度として、当該本債券または利札に関するIFCの債務を有効に消滅させる。

本債券の元金および利息はレアルで表示され、その支払は、支払時の一定の相場に基づき換算された円によってなされる。

2. 本債券の地位

本債券はIFCの直接、無条件、かつ無担保の一般債務であり、本債券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、その他残存するすべてのIFCの無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもない。

3. 本債券の利息

各本債券に関する利息は、額面金額に対して、年9.00%の利率で、2015年9月25日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）から付され、2016年3月25日を初回とし、償還期限である2018年9月25日を最終回とする、毎年3月25日および9月25日（それぞれの日を、以下「利払日」という。）に、付利開始日（その日を含む。）またはある利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの各期間（それぞれを「利息期間」という。）について支払われる。各利払日に支払われる関

連する利息期間についての利息額は、額面金額10,000レアルの各本債券について、450.00レアルであるが、当該レアル額は、適用ある決定日に計算代理人により以下の算式に従って決定される円額で支払われる。

当該レアル額 × 為替参照レート（1円未満四捨五入）

用語の定義

本書において、以下の用語は、そこに記載された意味を有する。

「為替参照レート」とは、為替参照レート決定日に関し、各為替参照レート決定日の午後1時15分（サンパウロ時間）頃のPTAXレートのアスクサイドの逆数（小数第3位を四捨五入）を意味する。

「PTAX レート」とは、為替参照レート決定日に関し、ブラジル中央銀行がそのウェブサイト（www.bcb.gov.br/?EXCHANGERATES）上で”Ptax Closing Quotation for Currency 470(JPY)”として記録し、ブルームバーグページ<BZFXJPY index>（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）に表示される、1円あたりのレアルの数値として表示される円/レアル商業為替レートを意味する。

為替参照レート決定日に価格参照元障害事由または価格重要性事由が発生し継続している場合、為替参照レートは、かかる為替参照レート決定日において以下に従い決定される為替レートとする。

価格参照元障害事由または価格重要性事由の発生後に為替参照レートを決定する場合、決定代理人はまず第一フォールバックにより為替参照レートの決定を試みる。もし第一フォールバックを用いても為替参照レートを決定できない場合、計算代理人は第二フォールバックにより為替参照レートの決定を試みる。

(1)「第一フォールバック」とは、為替参照レート決定日に関して、当該日に価格参照元障害事由または価格重要性事由が生じている場合において、当該日の為替参照レートを米ドル/円為替参照レートをBRL12で除して得られるクロスカレンシー為替レート（小数第三位を四捨五入）とすることを意味する。

(2)「第二フォールバック」とは、為替参照レート決定日に関して、当該日に価格参照元障害事由または価格重要性事由が生じており、かつ理由のいかなを問わずBRL12または米ドル/円為替参照レートが利用できない場合において、決定代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法によって当該為替参照レート決定日の為替参照レートを決定することを意味する。

「米ドル/円為替参照レート」とは、1米ドルあたりの円の数値で表示され、ロイタースクリーン”JPNW”ページに該当する為替参照レート決定日のニューヨーク時間午後4時に公表される米ドル/円外国為替レートのビッドサイドの数値を意味する。

「ロイタースクリーン”JPNW”ページ」とは、トムソンロイターで”JPNW”として指定されるディスプレイページ（またはかかる情報を表示する目的で、当該サービスにおいて当該ページを代替するその他のページ）を意味する。

「為替参照レート決定日」とは、各利払日、償還期限または支払が行われるべき日の5営業日前の日を意味する。ただし、かかる為替参照レート決定日が営業日ではない場合、為替参照レート決定日はその直前の営業日とし、またかかる為替参照レート決定日とかかる支払の日の間に予定外休日が生じた場合であっても、これを理由としては為替参照レート決定日の調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン市、東京都、ニューヨーク市およびサンパウロ市において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）を意味する。

「サンパウロおよびニューヨーク営業日」とは、サンパウロ市およびニューヨーク市において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）を意味する。

「予定外休日」とは、営業日ではない日で、かつ、関連する為替参照レート決定日の2営業日前の日の午前9時（サンパウロ時間）を過ぎても（公表またはその他公的に入手可能な情報により）市場が当該事実を認識していなかった日を意味する。

「計算代理人」とは、シティバンク、エヌ・エイを意味する。

「決定代理人」とは、クレディアグリコルCIBを意味する。

実務的に合理的にできる限り早く、決定代理人は、要求される決定を行い、決定された金額を発行者および計算代理人に通知する。決定代理人はすべての決定を誠実かつ商業的に合理的な方法によって行う。

クレディアグリコルCIBは、本債券の決定代理人となるとともに、IFCが本債券に基づく債務をヘッジするために締結する関連するスワップ取引のカウンターパーティーにもなる。このようなクレディアグリコルCIBの複数の役割および責任には利益相反のおそれがある。例えば、関連するスワップ取引に基づきクレディアグリコルCIBがIFCに対して支払うべき金額は、IFCが本債券に基づき支払うべき金額と同様に計算される見込みである。その結果、クレディアグリコルCIBが本債券の決定代理人としてその裁量により行う決定は、クレディアグリコルCIBが関連するスワップ取引に基づき支払うべき金額に影響を与え、かかる決定にあたり、クレディアグリコルCIBは本債券の所持人の経済的利益と相反する経済的利益を有する可能性がある。本債券の所持人は、IFCが本債券に基づく債務をヘッジするためにスワップカウンターパーティーとしてのクレディアグリコルCIBとの関連するスワップ取引を締結するが、関連するスワップ取引に基づくIFCの権利義務は本債券に基づく権利義務とは独立したものであって、本債券の所持人は関連するスワップ取引またはこれに基づきIFCが受ける可能性のあるいかなる支払についても利益を有さないことを理解している。

「BRL12」とは、EMTA ブラジル・リアル産業調査レートのことをいい、関連する為替参照レート決定日の午後3時45分（サンパウロ時間）頃またはその後可及的速やかにEMTA のウェブサイト

(www.emta.org) で公表される2サンパウロおよびニューヨーク営業日後の決済のための1米ドルあたりのレアルの数値として表示される米ドル換算のためのレアル/米ドル特定外国為替レートを意味する。BRL12は、EMTA ブラジル・リアル産業調査方法論 (EMTA ブラジル・リアル産業調査レートを決定する目的でレアル/米ドル直物レート市場に活発に参加しているブラジルの金融機関の集中的産業調査のための2004年3月1日付方法論(そのときどきの改訂を含む。)を意味する。)に従ってEMTA (またはEMTAが選択するサービス提供者)により計算される。PTAXレートが利用可能でない日においては、BRL12も利用可能でないおそれがあり、その結果、第二フォールバックに従った決定代理人による為替参照レートの決定がその場合に唯一機能するフォールバックとなる。

「価格参照元障害事由」とは、関連する為替参照レート決定日にPTAXレートを参照することにより為替参照レートを算出することができなくなった場合をいう。

「価格重要性事由」とは、為替参照レート決定日に関し、当該為替参照レート決定日にBRL09およびBRL12のいずれも利用可能な場合であって、BRL09とBRL12との間の差が3%を超える場合をいう。

「BRL09」とは、為替参照レート決定日に関し、ブラジル中央銀行が当該為替参照レート決定日にそのウェブサイト (www.bcb.gov.br/?EXCHANGERATES) 上で“Ptax Closing Quotation for Currency 220(USD)”として報告し、ブルームバーグページ<BZFXPTAX><INDEX> (またはその承継ページ) に表示されるレアル/米ドル外国為替レートをいい、1ドルあたりのレアル (またはその一部) の数値で表示される。ただし、ブルームバーグページ<BZFXPTAX><INDEX>に表示されるBRL09がブラジル中央銀行のウェブサイトに表示されるBRL09と異なる場合は、ブラジル中央銀行のウェブサイトに表示されるBRL09が優先される。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルを意味する。

各本債券には、償還期限後は利息を付さない。ただし適式な呈示に拘らず、元金の支払いが不当に差控えられまたは拒絶される場合を除く。かかる場合には、判決の前後を問わず、関連日(下記「7. 時効」に定義される。)まで、上記の利率および計算方法による利息が継続して付される。

利払日以外の日を終了する期間の利息の計算が必要な場合には、各本債券の利息額は、その額面金額10,000レアルに上記の利率(年率)を乗じて得られた積の値に、下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより得られる積の値のブラジル・リアル額とする。ただし、得られた利息額の値は、0.01レアル未満を四捨五入または関係市場の慣行に従って処理の上、

0.01レアルの位まで求められる。さらに、算出されたブラジル・レアル額は、為替参照レートに乗じて得られる円貨（1円未満四捨五入）で支払われる。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y₁」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M₁」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D₁」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D₁は30になる。

「D₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D₁が29より大きい数字の場合、D₂は30になる。

4. 償還および買入れ

(a) 満期償還

償還期限までに償還または買入消却されていない限り、各本債券は、その償還期限に償還される。

各本債券についての償還額は、額面金額10,000レアルの各本債券について、10,000レアルであるが、かかるレアル額は、償還期限直前の為替参照レート決定日に計算代理人により以下の算式に従って決定される円額で支払われる。

10,000 レアル × 為替参照レート（1円未満四捨五入）

「償還期限」とは、2018年9月25日をいう。

(b) 買入れ

IFCはいかなる時においても、公開市場その他において、本債券を買入れまたはその他の方法により取得することができる。IFCが買入れまたは取得した本債券は保有もしくは再売却することができ、また、IFCの裁量により、本債券付属のまたは一緒に買入れた期限未到来の利札とともに、消却のため包括代理人に引渡すことができる。買入れが入札で行われる場合は本債券の所持人すべてに同等の機会を与えねばならない。

(c) 消却

IFCがまたはIFCのために買入れたすべての本債券は、各本債券をすべての期限未到来の利札とともに包括代理人に引渡すことにより、消却することができる。かかる場合、引渡された本債券は（付属のまたは同時に引渡された期限未到来の利札とともに）、IFCが償還したすべての本債券とともに、直ちに消却される。

消却のため引渡され、または消却済の本債券は、再発行または再売却を行うことはできず、IFCはかかる債券に関する債務から免責される。

5. 支払い

本債券の元金金の支払いは、合衆国外に所在する支払代理人の所定の支払場所において、それぞれかかる本債券および利札（以下の記述に服する。）の呈示および引渡しと引換えに、東京都所在の銀行宛振出の円建小切手により、または所持人の選択により、東京都所在の銀行に受取人が保有する円口座に振込むことによりなされる。

大券により表章される本債券の元金金の支払いは、上記の確定債券に関して記載された方法、その他当該大券に記載の方法により、支払代理人の所定の支払場所で当該大券の呈示または引渡しと引換

えになされる。当該大券の呈示または引渡しに対してなされる支払いの記録は、元金の支払いおよび利息の支払いとを区別して、当該大券上に支払代理人によりなされ、かかる記録は、当該支払いがなされた旨の一応の証拠となる。

すべての支払いは、いかなる場合も適用される金融その他の法令および指令に従う。当該支払いに関して、手数料または費用が本債券の所持人または利札の所持人に請求されることはない。

IFC は当初、下記の銀行を包括代理人および主支払代理人として指名し、下記の住所をその所定の支払場所として指定する。

包括代理人兼主支払代理人
Citibank, N.A., London Branch
(シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店)
21st Floor, Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB

IFC は、包括代理人またはその他の支払代理人の指名を随時取り消すことができ、代替の包括代理人または追加もしくはその他の支払代理人を指名することができる。ただし、IFC は、包括代理人およびヨーロッパの都市に所定の支払場所を有する支払代理人を維持する。上記の変更および支払代理人として行為をする支払場所の変更の通知は、下記「12. 通知」の規定に従って本債券の所持人に対して速やかになされる。

本債券の償還期日に、本債券に関する期限未到来の利札は、付属しているか否かに拘わらず無効となり、かかる利札に対する支払は行われない。

本債券または利札に関する支払期日が関連営業日でない場合、かかる支払期日は、翌関連営業日となる。本債券の所持人は、かかる支払期日の調整による利息その他の支払いを受ける権利を有さない。本段落において、「関連営業日」とは、(i) 関連呈示場所ならびに (ii) ロンドン市、東京都、ニューヨーク市およびサンパウロ市において銀行および外国為替市場が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

本債券の元利金の支払期日の到来時に、円が、日本国政府によって公的もしくは私的債務の支払に使用されなくなった場合、または当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において取引の決済のために使用されなくなった場合、または IFC の制御できない状況の結果として IFC が利用できないと考えられる場合には、IFC はかかる支払にかかる支払の 2 営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる当該通貨の電信為替相場に基づいて、またはかかる相場が当該 2 営業日前の日に利用不能の場合もしくは公表されない場合は当該 2 営業日以前で計算代理人が利用可能な直近の相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払に関する IFC の義務を履行することができる。かかる状況下でかかるその他の通貨または米ドルでなされた支払は、有効な支払となり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

6. 租 税

本債券およびその利息は、一般に課税を免れるものではない。

国際金融公社協定上、IFC は、加盟国により本債券に関して課される税金について控除または支払いを行う義務を有しない。従って、本債券に係る元利金に関する支払いは、かかる税金に関する控除なしに財務代理人に対してなされる。国際金融公社協定上、本債券に係る元金および利息に関する支払いは、加盟国により (i) IFC が発行したことのみを理由として本債券に対して不利な差別を設ける租税、または (ii) 本債券が発行され、支払われ、もしくは支払われるべき場所もしくは通貨または IFC が維持する事務所もしくは業務所の所在地を唯一の課税上の基準とする租税を課されることはない。

7. 時 効

IFC に対する本債券および利札に関する支払請求権は、かかる支払いについての関連日より元本に
関しては 10 年以内および利息に関しては 5 年以内にかかる請求がない場合は、時効が到来し、無効
となる。本「債券の要項」において、「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日または（い
ずれかの金銭の支払が不当に差し控えられ、または拒絶された場合）未払いの金額が全額支払われた
日もしくは（それより早い場合）本「債券の要項」に従って本債券もしくは利札のさらなる呈示がな
されたなら、支払がなされる旨の通知が本債券の所持人に対してなされてから 7 日後の日（ただし、
かかる支払が呈示もしくは引渡時に実際になされたことを条件とする。）をいう。

8. 債 務 不 履 行

IFC が (i) 本債券の元金、額面超過金もしくは利息の支払いを怠り、または、(ii) 発行、債務引受
または保証した総額 20,000,000 米ドルまたは他の通貨によるその同等額以上の有価証券、債券（本債
券を除く。）もしくは類似の債務の元金、額面超過金もしくは利息の支払いの履行を怠り、かかる不
履行が 90 日継続した場合、本債券の所持人は、かかる不履行以後およびかかる不履行が継続してい
る期間中いつでも、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンに所在する IFC の主たる事務所にて
IFC に対し、その保有する本債券につき、期限の利益喪失を宣言することを選択した旨の書面による
通知（かかる通知には債券番号および額面金額を記載する。）を交付するまたは交付させることがで
き、かかる通知が IFC に交付された後 30 日目に、当該本債券は、期限の利益を喪失し、期限前償還
金額に、償還される日（その日を含まない。）までの未払いの経過利息を付して直ちに支払われるも
のとする。ただし、それ以前に存在するすべての不履行が、かかる日までに治癒された場合はこの限
りではない。

「期限前償還金額」とは、各本債券につき、上記「4. 償還および買入れ (a) 満期償還」に従って
決定される満期償還額を意味する。ただし、為替参照レートは期限前償還金額の支払期日の 5 営業日
前日（以下「期限前償還レート決定日」という。）に決定される。期限前償還金額の決定に関して
は、為替参照レート決定日は、期限前償還レート決定日と読み替えるものとする。

本「8. 債務不履行」の目的上、米ドル以外の通貨により表示される支払債務は、その支払いにつ
いて不履行がなされた日においてロンドン市所在の主要商業銀行が提示する当該通貨買い米ドル売り
の直物外国為替相場により（または、何らかの理由により当日にかかる相場が得られない場合は、そ
の後かかる相場が得られる最初の日にかかる相場により、または IFC と協議の上、包括代理人が定め
るところに従って）米ドルに換算されるものとする。

9. 債権者集会および修正

包括代理契約は、特別決議（包括代理契約に定義される。）による「債券の要項」の修正の承認を
含め、本債券の所持人の利益に影響を与える事項を検討するための債権者集会を開催するための規定
を有する。かかる集会は、その時点で未償還の本債券の元本総額の 10 パーセント以上を保有する本
債券の所持人により招集されうる。特別決議のために開催される集会の必要定足数は、その時点で未
償還の本債券の元本総額の過半を保有または代表する者 2 名以上、また延期集会においては、保有ま
たは代表する本債券の元本金額に拘らず、本債券の所持人もしくはかかる所持人を代表する者 2 名以
上とする。ただし、かかる集会における議案に、特に (i) 本債券の満期日、償還日、利払日もしくは
利息金額の変更、(ii) 本債券の元本または額面超過金の減額もしくは無効化、(iii) 本債券の利率の減
率もしくは利息金額の計算方法もしくは計算ベースの変更、(iv) 償還金額の減額、(v) 償還金額の計
算方法もしくは計算ベースの変更、(vi) 本債券の支払通貨もしくは券面種類の変更、(vii) 特別定足数
の規定が適用される特別決議による承認後のみ取りうると規定された措置をとること、または
(viii) 債権者集会の定足数もしくは特別決議の可決に必要な議決権の数に関する規定の修正が含まれ
ている場合は、この限りではない。かかる場合の必要定足数は、その時点で未償還の本債券の元本総
額の 75 パーセント以上、または延期集会においては 25 パーセント以上を保有もしくは代表する者 2
名以上とする。適式に可決された特別決議は、（かかる特別決議が可決された集会に出席していたか
否かに拘らず）本債券の所持人およびすべての利札の所持人を拘束する。

IFC は、本債券の所持人の権利に重大な害を及ぼすとは合理的に予想しえない場合に限り、包括代理契約の修正、包括代理契約の過去の違反もしくは今後の違反の追及の放棄もしくは承認または包括代理契約の不遵守を認める。

10. 代り債券および利札

紛失、盗失、汚損、破損または破棄した本債券または利札は、適用法令および関連決済機関の諸規則に従って、ルクセンブルグ所在の支払代理人または IFC によりそのためにその時々指定されるその他の支払代理人（かつ、その指定の通知は、本債券の所持人に対してなされる。）の所定の支払場所で、請求者がその手数料および費用を支払った場合、証拠、担保および補償の条件（かかる条件は、主張される紛失、盗失、汚損、破損または破棄された本債券または利札がその後支払いのために呈示された場合に、IFC がかかる本債券、利札または追加利札に関して支払う金額を請求次第 IFC に支払う旨を含んで規定される。）ならびに IFC が要求する条件の下で、交換される。汚損もしくは破損した本債券または利札は、代替債券または利札が発行される前に引渡されねばならない。

11. 追 加 発 行

IFC は、随時、本債券の所持人の同意なしに、本債券とすべての点（または、発行日およびその初回利払い以外すべての点）で同一の要項を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（本債券を含む。）と併合されて単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または IFC が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し発行することができる。「債券の要項」中で本債券という場合には、（文脈上、別段の要求がある場合を除き）本「11. 追加発行」に基づき発行され、本債券と単一のシリーズを構成するその他の債券が含まれる。

12. 通 知

本債券の所持人に対する通知は、ロンドン市において一般に頒布されている日刊紙（フィナンシャル・タイムズを予定）に公告を行うことによりなされる。かかる公告が実際上できない場合、ヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に公告することにより有効になされる。かかる通知は、公告の日になされたとみなされ、また公告が複数回または異なる日になされる場合は、上記に従って最初になされた公告の日になされたとみなされる。

本債券の確定債券が発行されるまでの間、大券の全部がユーロクリアおよびクリアストリームによって本債券の所持人のために保有されている限り、ユーロクリアおよびクリアストリームから本債券の所持人に対する連絡のためにユーロクリアおよびクリアストリームに対して通知が交付されることにより、新聞の公告に代えることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームになされた後 7 日目に本債券の所持人に対してなされたとみなされる。

利札の所持人はすべての目的のため、本「12. 通知」に従って本債券の所持人になされた通知の内容を知っているとみなされる。

本債券の所持人による通知は、書面により、関連する本債券とともに包括代理人に預けることによりなされる。本債券が大券により表章されている限り、本債券の所持人による包括代理人に対する当該通知は、包括代理人とユーロクリアおよび/またはクリアストリームがかかる目的のため認める方法で、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームを経由してなすことができる。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

何人も、1999 年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

14. 準拠法および管轄権

- (イ) 本債券および利札は英国法に準拠し、これに基づき解釈される。
- (ロ) 本債券もしくは利札より生じた、またはこれらに関連する英国裁判所における訴訟その他の法的手続（以下「手続」という。）に関し、IFC は、同裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服する。
- (ハ) IFC は、英国における手続に関して、IFC に代わり、訴状送達を受ける英国における代理人として、英国ロンドン市 SW1P 4QP ミルバンク 21-24、ミルバンク・タワー12 階に所在する IFC の事務所を取消不能の形で指名する。IFC が英国に事務所を置かなくなった場合、または何らかの理由によりかかる訴状送達代理人が上述の IFC の代理人として行為できなくなったか、もしくはロンドンに所在しなくなった場合、IFC は代替の代理人を指名し、直ちにかかる代替の代理人の指名を上記「12. 通知」に従って本債券の所持人に対して通知することに取消不能の形で合意する。上記の規定は、法が許容する他の方法で送達を行う権利には何ら影響しない。

包括様式の本債券に関する条項の概要

仮大券および恒久大券には、包括様式の本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には本書に記載された上記「債券の要項」を補足するものがある。以下はかかる条項の概要である。

交 換 仮大券は、包括代理契約に記された様式で関連決済機関による実質的所有者が米国人でない旨の証明書を提出した場合、発行日後 40 日目の日以降に恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。

恒久大券が決済機関のために保有されている場合に、かかる決済機関が継続して 14 日間（法律その他の理由による休日の場合を除く。）営業しないか、永久に業務を停止する意図を発表するか、または実際に永久に業務を停止した場合、所持人は包括代理人に通知することにより、当該所持人の負担なしで恒久大券の全部を確定債券と交換することができる。交換日以降、恒久大券の所持人は、包括代理人に対し、またはその指示に従って、恒久大券を引渡すことができる。交換に際し、IFC は、等額の元本総額の、適法に作成され認証された確定債券（恒久大券につき未払の利息に関するすべての利札を付しているものとする。）を交付するかまたは交付させるものとする。かかる確定債券は、適用ある法定の要件に従って、また包括代理契約に付属の様式または実質的に同一の様式において証券として印刷されているものとする。恒久大券の全額の交換時に、IFC は、所持人の請求がある場合、恒久大券を、消却の上、所持人に引渡されるようにする。

「交換日」とは、仮大券が恒久大券または確定無記名債券に交換される場合、発行日から 40 日以降の日をいう。

支 払 い 交換日前、仮大券に関する支払いは、関連決済機関により実質的所有者が米国人でない旨の証明がなされた場合にのみなされる。交換日以降は、恒久大券上の持分との交換が不当に差し控えられまたは拒否される場合を除き、仮大券に関する支払いはなされない。恒久大券に表章される本債券の元利金の支払いは、包括代理人もしくはかかる目的のために本債券の所持人に対してなされた通知に記載されたその他の支払代理人またはその指示する者に恒久大券を支払いの記録のために呈示することにより、また本債券についてさらなる支払いがない場合は引渡すことにより、なされる。上記の方法でなされたそれぞれの支払いの記録は、恒久大券の該当する付表上に裏書され、かかる裏書は本債券についての当該支払いが行われたという一応の証拠となる。

通 知 本債券が恒久大券により表章され、恒久大券が決済機関のために保有されている限り、本債券の所持人への通知は、かかる通知を決済機関による正当な口座保有者への伝達のために当該決済機関に送付することによりなされる。

買入れおよび消却 買入れ後に IFC が消却を選択した本債券の消却は、恒久大券の元本金額を減額することによりなされる。

不履行 恒久大券の所持人は、恒久大券またはその一部を、上記「債券の要項」中の「8. 債務不履行」に記載されている事由の下で、期限の利益を喪失させる本債券の元本金額を IFC に対する通知に記載することによって、期限を到来させることができる。債務不履行事由に関する通知を送付した後、捺印証書として調印された恒久大券の所持人は、恒久大券の特定の一部を無効として、決済機関の口座保有者として当該一部につき支払いを受ける権利を有する者が約因証書に基づいて IFC に対して直接執行権を取得することを選択できる。

集会 恒久大券の所持人は、債権者集会の定足数要件の目的上（ただし、かかる恒久大券が1枚の本債券のみを表章している場合を除く。）2人として取り扱われる。当該集会においては、本債券の所持人は、かかる大券から交換されうる本債券の最小額面金額各々につき1議決権を有する。

課税上の取扱い

日本国の租税

以下は、2015年8月25日現在公布されている日本国の租税に関する法令（2016年1月1日以後に支払を受けるべき本債券の利息、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損益、及び2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合の譲渡損益に関する部分は2016年1月1日付けで施行予定）に基づく、日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に関する課税取扱いの概略である。今後の日本の租税に関する法令の改正等により下記内容に変更が生じる可能性がある。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、将来の個別具体的な課税関係、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて、各自の会計・税務顧問に相談されたい。

(a) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者が支払を受けるべき本債券の利息には、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。2015年12月31日以前に日本国の居住者が支払を受けるべき本債券の利息については、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受けるべき本債券の利息は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払を受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者が、2015年12月31日以前に本債券の償還を受けた場合であって、本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、所得税法上はないものとみなされる。日本国の居住者が、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の、償還差損益は、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者が、2015年12月31日以前に本債券を譲渡した場合には、その譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとされる。一方、日本国の居住者が、2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡損益は、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる、本債券の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件の下で、他の債券や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

(b) 内国法人

内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、現行法令上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、課税所得に含まれ、法人税および地方税の課税対象となる。本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、課税所得に含まれ、法人税および地方税の課税対象となる。

そ の 他

日本国金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

国際金融公社の概要

下記の情報は、IFC のマネージメント・ディスカッション中の情報からの抜粋の翻訳である。投資家は、IFC の活動および財政に関する包括的理解のためにこの抜粋部分に依拠すべきではない。これらの事項を完全に理解するには、投資家は、マネージメント・ディスカッション全体を精査すべきである。

エグゼクティブ・サマリー

IFC は開発途上国の民間部門に重点的に取り組む最大の国際開発機関である。IFC は 1956 年に設立され、その政策を集団で決定する 184 の加盟国により保有されている。IFC は世界銀行グループ¹に属しているが、世界銀行、IDA、MIGA および ICSID とは別個の法人であり、独自の国際金融公社協定、株式資本、財務構造、経営陣および職員を有する。IFC への加盟は世界銀行の加盟国に限られている。世界銀行グループはその活動の指針となるべき下記の 2 つの目標を立て、2013 年 4 月に総務会の承認を受けた。

- ・ 極度の貧困の根絶 – 一日 1.25 米ドル未満で生活する人々の割合を 2030 年までに 3%まで減少させる
- ・ 繁栄の共有の促進 – 各開発途上国における人口の 40%の最貧層の収入の増加を促す

IFC の全体的な戦略は、引き続き世界銀行グループの戦略および目標に寄与することに重点を置いている。

IFC は、民間部門投資に融資し、資本を国際金融市場に動員し、企業および政府に助言サービスを提供することにより、発展途上国の持続的成長を支援している。IFC の主たる投資商品は、貸付および持分投資であり、これらよりは少ないが、負債証券および保証ポートフォリオも有している。IFC はまた、種々の手法を通じて他の投資家や貸手から調達した追加的資金を積極的かつ直接的に動員する役割を果たしている。かかる手法は、主として、貸付参加、並行貸付、貸付債権の売却、コア・モバイル化基準を満たす、非 IFC 部分のストラクチャード・ファイナンス取引、IFC の主導による、非 IFC 部分のコミットメントおよび IFC の完全子会社である IFC Asset Management Company LLC (AMC)が管理する資金における非 IFC 投資運用部分のコミットメント（コア・モバイル化と総称される。）で構成される。他の多くの開発機関と異なり、IFC はそのエクスポージャーに対し、政府の保証を受けない。IFC は、世銀との小口の借入窓口を維持する一方で、その貸付業務のための事実上すべての資金を国際金融市場で負債証券を発行することにより調達している。持分投資は、自己資本から資金提供される。

IFC の資本基盤、その資産および債務は、その持分投資を除き、主として米ドル建てで表示されているか、または米ドル建てにスワップされているが、米ドル以外の通貨建ての負債発行が増加しており、その手取金は同一通貨建てで投資されている。全般的に IFC は、様々な通貨の資産について通貨および金利基盤を同じ特徴を有する債務と細部まで合わせることで、その貸付および流動資産から生じる外国為替および金利リスクを最小限に抑えるよう努めている。IFC は一般的に、非持分投資および一定の貸付に関連した、残存する通貨および金利リスクを通貨・金利スワップおよびその他のデリバティブ商品を用いて管理している。

マネージメント・ディスカッションには、「予期する」、「信じる」、「期待する」、「意図する」、「計画する」等の用語や、類似の意味を有する用語により特定される見通しに関する表現が含まれる。かかる表現は、現在の予測に基づく数多くの前提および推測を含んでおり、IFC の制御不能なリスク

¹ 世界銀行グループにはその他の機関として国際復興開発銀行（以下「IBRD」または「世界銀行」という。）、国際開発協会（以下「IDA」という。）、多数国間投資保証機関（以下「MIGA」という。）および投資紛争解決国際センター（以下「ICSID」という。）がある。

および不確実さを伴っている。従って、将来の業績は、現在予想しているものと大幅に異なる可能性がある。

IFC の財務諸表作成基準

IFC の会計報告方針は、米国で一般に受け入れられている会計基準（GAAP）に沿っている。

経営陣は利益剰余金の指定に用いる基礎として、特定目的指定の対象となる利益（配分可能利益）（非 GAAP 測定指標）を用いている。一般的に配分可能利益は、純利益から持分投資に係る未実現純損益および公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益を控除した金額、AMC を除く連結法人からの利益、ならびに過年度の指定に関して純利益に計上された費用から構成される。

財務状態概要

毎年度、IFC の純利益は、業績の変動をもたらしうる多数の要素に影響される。2015 年 6 月 30 日終了年度（15 年度）において新興国の株式市場は世界的に不安定であったが、15 年度を通じて全般的に下落していった。ヨーロッパおよび中央アジアや中南米およびカリブ海諸国のいくつかの国における経済状況の悪化、IFC が投資したほとんどの通貨の IFC の機能通貨である米ドルに対する値下がり、ならびに原油価格の低下トレンドも、15 年度の財務成績、とりわけ IFC の持分投資ポートフォリオに悪影響を及ぼした。

新興国市場のマクロ環境および投資にかかる推移の複合的原因により、IFC は一時的でない持分投資および負債証券の減損の増加、持分投資にかかる未実現損失の増加および貸倒引当金の増加を計上し、これらが流動資産からの収益の減少と相まって、2014 年 6 月 30 日終了年度（14 年度）と比較して 2015 年度における IFC の財務成績の主原因となった。しかし、IFC は数少ない持分処分案件において実現利益を増加させることができた。これらは 2015 年度の第一四半期の間に集中して行われた 2 件の処分により実現したものである。

IFC は、公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益および IDA 拠出金控除前利益につき、14 年度において 1,782 百万米ドル、2013 年 6 月 30 日終了年度（13 年度）において 909 百万米ドルを計上したのに対し、15 年度においては 855 百万米ドルを計上した。

配分可能利益は 1,327 百万米ドルであり、14 年度の 1,614 百万ドルより 18%低かった。

公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益および IDA 拠出金控除前利益の増減、15 年度と 14 年度の比較（単位：百万米ドル）

	15 年度と比較した 14 年度の増減	
一時的でない持分投資および負債証券の減損の増加	\$	(484)
持分投資および関連デリバティブの収益（純額）の減少		(383)
流動資産トレーディングによる収益の減少		(132)
貸出金、保証およびその他債権による損失引当金の増加		(83)
貸出金および保証による収益ならびに貸出金および関連デリバティブによる実現収益の増加		58
非トレーディング活動による外貨取引収益の増加		72
その他（純額）		25
公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益および IDA 拠出金控除前利益増減差引額合計	\$	(927)

公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益および IDA 拠出金控除前利益の増減、14 年度と 13 年度の比較（単位：百万米ドル）

	13 年度と比較した 14 年度の増減	
持分投資および関連デリバティブの収益（純額）の増加	\$	336
一時的でない持分投資および負債証券の減損の減少		206
貸出金、保証およびその他債権による損失引当金の減少		155
流動資産トレーディングによる収益の増加		99
その他（純額）		77
公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益および IDA 拠出金控除前利益増減差引額合計	\$	873

公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損失の合計額は、15 年度において 106 百万米ドル（14 年度においては 43 百万米ドルの純損失、13 年度においては 441 百万米ドルの純利益を計上した。）に達し、IDA 拠出金控除前利益は、14 年度において 1,739 百万米ドル、13 年度において 1,350 百万米ドルであったのに対し、15 年度において 749 百万米ドルであった。IDA への拠出金合計額は、14 年度において 251 百万米ドル、13 年度において 340 百万米ドルであったのに対し、15 年度においては 340 百万米ドルであった。非支配持分に帰属する純損失合計額は 15 年度において 36 百万米ドル（14 年度において 5 百万米ドルの利益、13 年度において 8 百万米ドルの損失）であった。

従って、IFC に帰属する純利益合計額は、15 年度においては 445 百万米ドル（14 年度において 1,483 百万米ドル、13 年度において 1,018 百万米ドル）であった。

主な財務データ

下記の表は過去5年間の抜粋財務データを表わしている。(別段の記載のない限り、金額単位はすべて百万米ドルである。)

	6月30日現在および6月30日終了年度				
	2015	2014	2013	2012	2011
連結損益計算書抜粋：					
貸出金および保証による収益ならびに貸出金および関連デリバティブからの実現損益	\$ 1,123	\$ 1,065	\$ 996	\$ 993	\$ 802
貸出金および保証による損失引当金(繰入)戻入	(171)	(88)	(243)	(117)	40
持分投資および関連デリバティブによる収益	427	1,289	732	1,548	1,601
負債証券による収益ならびに負債証券および関連デリバティブからの実現損益	132	89	69	71	67
流動資産トレーディングによる収益	467	599	500	313	529
借入金費用	(258)	(196)	(220)	(181)	(140)
その他収益	505	461	441	448	222
その他費用	(1,423)	(1,418)	(1,401)	(1,207)	(981)
非トレーディング活動に関する外貨取引収益(損失)	53	(19)	35	145	(33)
公正価値で計上される非トレーディング金融商品の未実現利益(損失)純額およびIDA 拠出金控除前利益(損失)	855	1,782	909	2,013	2,107
公正価値で計上される非トレーディング金融商品の未実現利益(損失)純額	(106)	(43)	441	(355)	72
IDA 拠出金控除前利益	749	1,739	1,350	1,658	2,179
IDA 拠出金	(340)	(251)	(340)	(330)	(600)
純利益(損失)	409	1,488	\$ 1,010	\$ 1,328	\$ 1,579
非支配持分に帰属する純損失控除額	36	(5)	8	-	-
IFCに帰属する純利益(損失)	\$ 445	\$ 1,483	\$ 1,018	\$ 1,328	\$ 1,579
連結貸借対照表抜粋：					
資産合計	\$ 87,548	\$ 84,130	\$ 77,525	\$ 75,761	\$ 68,490
関連デリバティブ控除後流動資産	39,475	33,738	31,237	29,721	24,517
投資	37,578	38,176	34,677	31,438	29,934
実行済み借入金残高(公正価値修正を含む)	51,265	49,481	44,869	44,665	38,211
資本合計	\$ 24,426	\$ 23,990	\$ 22,275	\$ 20,580	\$ 20,279
内訳：					
未指定利益剰余金	\$ 20,457	\$ 20,002	\$ 18,435	\$ 17,373	\$ 16,032
指定利益剰余金	184	194	278	322	335
資本金	2,566	2,502	2,403	2,372	2,369
累積その他包括利益(AOCI)	1,197	1,239	1,121	513	1,543
非支配持分	22	53	38	-	-
財務比率：^(a)					
平均資産利益率(GAAP基準) ^(b)	0.5%	1.8%	1.3%	1.8%	2.4%
平均資産利益率(非GAAP基準) ^(c)	1.3%	1.8%	0.9%	2.8%	1.8%
平均資本利益率(GAAP基準) ^(d)	1.8%	6.4%	4.8%	6.5%	8.2%
平均資本利益率(非GAAP基準) ^(e)	4.6%	6.5%	3.1%	9.9%	6.0%
全体の流動性比率 ^(f)	81%	78%	77%	77%	83%
外部調達資金の流動性レベル	494%	359%	309%	327%	266%
対資本負債比率 ^(g)	2.6:1	2.7:1	2.6:1	2.7:1	2.6:1
総実行済み貸出金ポートフォリオに対する総貸倒引当金比率 ^(h)	7.5%	6.9%	7.2%	6.6%	6.6%
資本計測：					
所要財源合計(10億ドル単位) ⁽ⁱ⁾	19.2	18.0	16.8	15.5	14.4
利用可能財源合計(10億ドル単位) ^(j)	22.6	21.6	20.5	19.2	17.9
戦略的資本 ^(k)	3.4	3.6	3.8	3.7	3.6

展開可能戦略的資本 ⁽¹⁾	1.1	1.4	1.7	1.8	1.8
利用可能財源合計に対する展開可能戦略的資本 比率.....	5%	7%	8%	9%	10%

- (a) 以下の一定の財務比率については、投資その他非トレーディング金融商品の未実現利益および損失、AOCIならびに連結変動持分事業体（VIEs）からの影響を排除して計算している。
- (b) 当年度末と前年度末の総資産の平均に対する当年度の純利益の比率
- (c) 平均資産利益率は、年換算された純利益（公正価値で計上される投資からの未実現損益、連結VIEsからの利益および非トレーディング投資に基づく純損益を除く。）の、実行済貸付およびエクイティ投資（準備金控除後純額）、流動性資産（買戻条件付購入契約控除後）ならびにその他の資産の当年度および前年度の平均の合計に対する比率と定義される。
- (d) 当年度末と前年度末の資本合計（資本金の払込未済額を除く）の平均に対する当年度の純利益の比率
- (e) 平均資本利益率は、年換算された純利益（公正価値で計上される投資からの未実現損益、連結VIEsからの利益および非トレーディング投資に基づく純損益を除く。）の、当年度および前年度の平均の払込済株式資本および利益剰余金（一定の未実現損益控除前、支出前の累積的指定分を除く。）に対する比率と定義される。
- (f) 全体の流動性政策によれば、IFCは常に将来3年間にわたって必要と見込まれる現金の少なくとも45%（目標値は65%～95%）をカバーするための流動性および世界銀行からの借入枠を維持することとされている。
- (g) レバレッジ（対資本負債）比率とは、払込資本および利益積立金（利益剰余金として指定される項目および未実現損益控除後）に対する借入・保証残高の割合として定義されている。
- (h) 総実行済み貸出金ポートフォリオに対する貸倒引当金比率とは、実行済み貸出金総額に対する貸倒引当金のパーセンテージをいう。
- (i) IFCのAAA格付の維持に合致した必要最低自己資本である。IFCの各資産クラスに対するリスクベースの経済的資本必要額の合計として計算されている。
- (j) 指定利益準備金および一般・特定貸倒引当金控除後の払込済資本および利益準備金。これはIFCのリスクベースの経済的資本適正化枠組に基づいて利用可能な財源のレベルである。
- (k) 利用可能財源合計から所要財源合計を控除
- (l) 利用可能財源合計の90%から所要財源合計を控除

国際金融公社

連結貸借対照表

2015年6月30日および2014年6月30日現在

(単位：百万米ドル)

	<u>2015年</u>	<u>2014年</u>
資 産		
現金および銀行預金	\$ 1,509	\$ 819
定期預金	7,509	5,916
売買目的有価証券	34,731	33,287
売戻条件付購入有価証券	68	420
投資		
貸付金		
(\$784 - 2015年6月30日、\$683 - 2014年6月30日 (公正価値) ;		
\$0 - 2015年6月30日、\$30 - 2014年6月30日 (原価または公正価値のうち金額の低い方) ;		
\$1,743 - 2015年6月30日、\$1,686 - 2014年6月30日 (貸倒引当金控除後金額))		
.....	21,336	22,589
持分投資		
(\$10,253 - 2015年6月30日、\$10,023 - 2014年6月30日 (公正価値))		
.....	13,503	12,988
負債証券	<u>2,739</u>	<u>2,599</u>
投資合計	<u>37,578</u>	<u>38,176</u>
デリバティブ資産	3,255	2,913
債権およびその他資産	<u>2,898</u>	<u>2,599</u>
資産合計	<u>\$ 87,548</u>	<u>\$ 84,130</u>
負債および資本		
負 債		
買戻条件付売却有価証券		
および受入現金担保	\$ 4,695	\$ 5,288
借入金残高		
市場その他からの調達 (償却原価)	1,587	1,726
市場からの調達 (公正価値)	48,329	47,534
国際開発協会からの調達 (公正価値)	1,136	-
世界銀行からの調達 (償却原価)	<u>213</u>	<u>221</u>
借入金合計	<u>51,265</u>	<u>49,481</u>
デリバティブ債務	4,225	1,985
未払債務その他の負債	<u>2,937</u>	<u>3,386</u>
負債合計	<u>63,122</u>	<u>60,140</u>
資 本		
授權資本 額面 1,000 米ドルの株式		
2,580,000 株 - 2015年6月30日および		
2014年6月30日		
応募済・払込済資本	2,566	2,502
その他包括利益累積	1,197	1,239
利益剰余金	<u>20,641</u>	<u>20,196</u>
IFC 資本合計	24,404	23,937
非支配持分	<u>22</u>	<u>53</u>
資本合計	<u>24,426</u>	<u>23,990</u>
負債および資本合計	<u>\$ 87,548</u>	<u>\$ 84,130</u>

国際金融公社
連結損益計算書
2015年6月30日に終了した各3会計年度

(単位：百万米ドル)

	6月30日終了年度		
	2015年	2014年	2013年
投資収益			
貸付および保証による収益ならびに貸出金および 関連デリバティブからの実現損益	\$ 1,123	\$ 1,065	\$ 996
貸出金、保証およびその他債権による損失引当金 戻入（繰入）	(171)	(88)	(243)
持分投資および関連デリバティブによる収益	427	1,289	732
負債証券による収益ならびに負債証券および 関連デリバティブからの実現損益	132	89	69
投資収益合計	1,511	2,355	1,554
流動資産トレーディングによる収益	467	599	500
借入費用	(258)	(196)	(220)
借入費用控除後投資・流動資産トレーディング 収益	1,720	2,758	1,834
その他収益			
助言サービス収益	244	254	239
サービス・フィー	137	75	101
その他	124	132	101
その他収益合計	505	461	441
その他費用			
管理費	(901)	(888)	(845)
助言サービス費用	(285)	(324)	(351)
年金その他退職金制度からの費用	(197)	(173)	(173)
その他	(40)	(33)	(32)
その他費用合計	(1,423)	(1,418)	(1,401)
非トレーディング活動に関する外貨取引収益（損失）	53	(19)	35
公正価値で評価される非トレーディング 金融商品に係る未実現純損益および IDA 抛出金控除前利益	855	1,782	909
公正価値で評価される非トレーディング 金融商品に係る未実現純損益	(106)	(43)	441
IDA 抛出金控除前利益	749	1,739	1,350
IDA 抛出金	(340)	(251)	(340)
純利益	\$ 409	\$ 1,488	\$ 1,010
非支配持分に帰属する純損失（利益）控除額	36	(5)	8
IFC に帰属する純利益	\$ 445	\$ 1,483	\$ 1,018

国際金融公社 連結包括損益計算書

2015年6月30日に終了した各3会計年度

(単位：百万米ドル)

	2015年	2014年	2013年
IFCに帰属する純利益	\$ 445	\$ 1,483	\$ 1,018
その他の包括利益（損失）			
負債証券未実現利益（損失）			
当年度発生の売却可能負債証券未実現利益（損失）純額…	(72)	61	(7)
純利益に含まれる実現利益（損失）の再区分調整（負債証券による収益ならびに負債証券および関連デリバティブからの実現損益）	(40)	(29)	(17)
純利益に含まれる一時的でない減損の再区分調整（負債証券による収益ならびに負債証券および関連デリバティブからの実現損益）	33	13	46
負債証券未実現利益（損失）純額	(79)	45	22
持分投資未実現利益（損失）			
当年度発生の持分投資未実現利益（損失）純額	268	654	361
純利益に含まれる実現利益の再区分調整（持分投資および関連デリバティブからの収益）	(774)	(473)	(265)
純利益に含まれる一時的でない減損の再区分調整（持分投資および関連デリバティブからの収益）	381	161	289
持分投資未実現利益（損失）純額	(125)	342	385
年金制度に係わる未認識数理計算上の利益（損失）および未認識過去勤務収益（費用）純額	162	(269)	201
その他包括利益（損失）合計	(42)	118	608
IFCに帰属する包括利益合計	\$ 403	\$ 1,601	\$ 1,626